

病児保育室受け入れ基準

利用できる場合 医師により集団保育が可能と診断され、その旨の記載を受けた所定の『医師連絡票』を託児時に提出する場合。

【症状】

1. 39℃程度までの発熱性疾患（解熱剤使用の際は6時間経過後の体温で評価）
2. 軽微な鼻水・咳などの急性上気道症状
3. 軽微な嘔吐・下痢などの急性胃腸炎症状

利用できない場合 医師により集団保育が不可能と診断された場合。
医師による診断を受けていない場合。
所定の『医師連絡票』を託児前に提出できない場合。

【症状】

1. 39℃以上の発熱が続いている場合
2. 嘔吐・下痢がひどく、脱水症状の兆候がある場合
3. 咳・喘鳴(ゼーゼー)がひどく呼吸困難である場合(喘息発作を含む)
4. ほとんど飲んだり食べたりできない場合
5. 点滴などの医療行為を行っている場合
6. 重篤な疾患で入院等の措置が必要と考えられる場合
7. 難治性の疾患で治療が継続している場合
8. 免疫抑制剤の投与中であって免疫機能が著しく低下している状態
9. 感染しやすく、一旦感染すれば重症になる危険性が高い場合
10. てんかん発作が頻回に起こっている場合

* 次ページの各疾患に対する基準もご確認ください。

疾患名	病児保育受け入れ基準	キッズハウス(通常保育) 登園のめやす
インフルエンザ・ 新型コロナウイルス	発病後 3 日目から かつ38.4℃以下に解熱していれば 利用可能	発症後 5 日経過し、かつ解熱後 2 日を経過してから(乳幼児にあっ ては 3 日を経過してから)
百日咳	特有の咳が消失するまで 又は 5 日間の適正な抗菌薬による 治療が終了していれば可能	特有の咳が消失 又は 5 日間の適正な抗菌性物質製 剤による治療を終了してから
麻疹(はしか)	解熱後 3 日(72 時間) 経過すれば可能	解熱後 3 日を経過してから
おたふくかぜ (ムンプス・流行性 耳下腺炎)	発病後 4 日目から 症状の回復傾向が見られたら	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が 発現してから 5 日を経過し、 かつ全身状態が良好であること (1 週間程度)
結核	受け入れなし	医師により感染の恐れが無いと 認められてから
風疹 (三日はしか)	発疹が消失後は利用可能	発疹が消失してから
水痘 (水ぼうそう)	全ての発疹が痂痂化してから 利用可能	全ての発疹が痂痂化してから
プール熱 (咽頭結膜熱)	症状が安定していれば 隔離で可能 (利用人数を制限し個室対応)	主症状消失後 2 日を経過してから (熱が下がってノドの痛みなどが 無くなった)
はやり目 (流行性角結膜炎)	結膜炎の症状が軽快して (目やにが出ていない等) から 利用可能	感染力が非常に強い ため 結膜炎の症状が消失してから
ヘルパンギーナ	発症後 1 日目から 症状が安定していれば可能	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響 がなく、普段の食事がとれること
溶連菌性咽頭炎	抗菌薬を飲み始めていれば 利用可能	抗菌薬内服後 24～48時間経過してから
腸管出血性大腸菌 感染症(O-157等)	症状が改善し、 医師により感染の恐れが無いと 認められたら 希望があれば利用可能	症状が治まり、かつ抗菌薬の治療 が終了し 48時間をあけて連続2回の検便で いずれも陰性が確認されてから
急性出血性結膜炎	医師による病児保育の 許可があれば可能	医師により感染の恐れがないと 認められていること

疾患名	病児保育受け入れ基準	キッズハウス(通常保育) 登園のめやす
ロタ・ノロ・アデノウイルスなど (感染性胃腸炎・細菌性胃腸炎も含む)	24時間以内に、 下痢・嘔吐が2回までの場合 利用可能	嘔吐、下痢等の症状が治まり 普段の食事がとれること
マイコプラズマ 感染症	抗菌薬内服していれば利用可能	発熱や激しい咳が 治まっていること
RS ウイルス・ ヒトメタニューモ ウイルス	症状が落ち着いていれば利用可能	呼吸器症状が消失し 全身状態が良いこと
突発性発疹	医師による病児保育の許可が あれば利用可能	解熱し機嫌が良く 全身状態が良いこと
帯状疱疹	滲出液が出ていなければ利用可能	1週間くらいたって すべての発疹が痂皮化してから
手足口病	発症後1日目から 症状が安定していれば利用可能	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響 がなく、普段の食事がとれること
髄膜炎 菌性髄膜炎	受け入れなし	症状が改善し、医師により 感染の恐れが無いと認められたら
りんご病 (伝染性紅斑)	希望があれば利用可能	全身状態が良いこと
水いぼ (伝染性軟属腫)	発症時から利用可能	合併症がなければ登園可能
とびひ (伝染性膿痂疹)	発症時から利用可能	発疹が乾燥しガーゼなどで 覆っても悪化しなくなってから

※解熱後とは、原則として(解熱剤の使用なく)37℃台に解熱したことをさします。

※アデノウイルスについて…

同じ一つのウイルスでも、症状の出方により登園の基準が異なります。

咽頭結膜熱（プール熱）流行性角結膜炎（はやり目）の場合には医師による登園許可が必要です。

胃腸炎であれば症状の程度に応じて集団保育は可能です。